

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約の結果について

事業の名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由	随意契約の根拠	担当部署
西区玉津支所 駐車場内整理業務	R4. 4. 1	公益財団法人神戸 いきいき勤労財団	3,747,060	業務の内容から判断してシルバー人材センターの業務として問題は無く、また、高齢者雇用対策事業の一環として就労機会の確保について支援するため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項第3 号に該当	西区玉津支所